

第3回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日時 令和4年3月18日（金） 午後2時30分～4時40分
会場 小田原市役所（7階大会議室）
会議形態 対面会議
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、五十嵐委員、神谷委員、志澤委員
瀬戸委員、原田委員、村上委員、山岡委員、山岸委員
市職員：【市民部】早川部長、山下副部長
【人権・男女共同参画課】町山係長、小澤主査、若林女性活躍推進員
【健康づくり課】石田主任
欠席者 植田委員
傍聴者 0人

会議概要

1 開会

事務局【山下副部長】	<p>本日は、年度末でお忙しいところ、またお足元が悪い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第3回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の委員会の出席委員は11名中10名でございます。委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。また、本会議は公開となりますが、本日の傍聴者はございません。</p> <p>なお、本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>※【別紙 配布資料一覧】により確認</p> <p>事務局等出席名簿につきましては、本日、出席していない職員が一部おりますことをご了承ください。</p> <p>資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。</p> <p>（ 委員 配付資料確認 ）</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それと、本日は資料3の分野別人権施策の協議における関係者として、女性の人権、刑を終えて出所した人等の人権、性的指向や性自認に関する人権問題を所管しております人権・男女共同参画課職員の他に、自死に関する人権問題を所管しております健康づくり課職員が出席しております。</p>
-------------------	--

	<p>それでは、会議に移らせていただきます。</p> <p>会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条第1項の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。</p> <p>吉田委員長、よろしくお願いします。</p>
--	--

4 議題

(1) 小田原市人権施策推進指針の改定について

ア 第2回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について

<p>吉田委員長</p>	<p>前回の会議から時間がありましたが、引き続きよろしくお願いいたします。本日は、会場の時間の制約等もごございますので、早速会議に移らせていただきます。</p> <p>議題(1)小田原市人権施策推進指針の改定についてとして、「ア 第2回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>それでは、議題(1)ア 「第2回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>12月に開催しました第2回の委員会を踏まえ、委員の皆さまからいただいたご意見・ご提案を一覧表として記載しており、それに対する事務局としての考えを示させていただきました。</p> <p>瀬戸委員からは、分野別の人権問題のうち、女性、子ども、高齢者の人権について、行政課題として根本的な見直しが必要であるのではと感じつつ、ご自身の経験を活かし活動してこられたとのご意見をいただきました。事務局としては、様々な人権課題解決に向けた取組のもととなる新しい指針に、委員の皆様がさまざまな分野で活動されてきた経験を反映し、作り上げていきたいと考えています。</p> <p>各分野別人権問題においては、全体的に見直す姿勢で取り組んでおりますが、足りない要素などがありましたらご意見をいただければ幸いです。</p> <p>原田委員からは、自死に関する人権問題と災害に伴う人権問題について意見をいただきました。本市の自殺死亡数は年に20人から40人くらいいらっしゃる状況で、本市としても自殺対策への取組を進めております。今回、新たな人権指針においても項目の一つとして位置付け、広くいのちの大切さを伝えていきたいと考えています。</p> <p>また、災害に伴う問題については、ご意見にありますように、避難所における安全で安心な環境づくりや支援を必要とする方への配慮について、今後さらに検討していく必要があると思います。</p> <p>植田委員からは、外国籍市民の方の表現についてのご意見をいただ</p>

	<p>きました。日本国籍であるが、外国にルーツのある人も含め考えていきたいと思いますが、文脈等を踏まえうえで適切な表現を取り入れていきたいと思います。</p> <p>山岸委員からは、4つご意見をいただきましたが、①②については事務局の回答のとおり受け止めさせていただきます。③④については、前回の委員会の中でお話がありました、相談から支援につなげていくうえでの相談につながらないケースへの対応等に関するご意見になります。ご意見のとおり、行政に相談したくない人の個人情報の取扱いは難しく、要保護児童対策協議会へ参加されていない団体への提供ができる体制とは現状なっておりません。そのため、課題を認識したうえで、望ましい体制を整えていく必要があることを指針の中で示してまいります。</p> <p>以上で、議題（1）アについて説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。1つだけ補足してよろしいですか。原田委員の提案における災害時の話の中に生理のことや性的暴力の話が出てくるのですが、これらについては適当な部分で言及することがよいと思います。生理用ナプキンなどは、貧困の支援をされている団体などが配布している物品の中に入っていますが、言いにくくあまり表に出てくることではないので、貧困のところではどうかという姿勢でいます。性暴力についても災害のところではどうかと思います。いずれにせよ、本日の検討対象ではありませんが対応を検討していただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいま事務局から説明がありました、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは、ご質問等もないようですので、これで議題（1）ア を終わらせていただきます。</p>

イ 第1章から第3章までの修正素案について

吉田委員長	<p>次に、議題（1）イ「第1章から第3章までの修正素案について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>それでは、議題（1）イ 第1章から第3章までの修正素案について説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>こちらは、第2回の委員会の中で委員の皆様からの意見を踏まえ、修正したものです。修正した箇所は、ページ右側のコメントの追加という部分をご覧ください。</p> <p>それでは、修正した主な内容についてご説明させていただきます。</p>

	<p>初めに2ページをお開きください。指針策定の背景ですが、SDGs については、(1) 世界の動きの中に記載をしておりましたが、(2) 国内の動きの中においても、SDGs にかかる内容を追加させていただきました。</p> <p>続きまして、5ページをお開きください。人権教育の推進ですが、前回の素案では、(2)にある、社会教育における市民の人権教育の推進とは何か、他と比べたうえで分かりにくいとのご意見がございました。そのため、市民向け講座や青少年教育といったワードを加え、具体的な内容が分かるように修正しました。</p> <p>次に同じく5ページの(4)行政職員等に対してですが、本指針の目的が、市の諸施策を人権尊重の視点から改めて捉え直し、施策を推進していくことであることを受け、施策を打ち出していくところまで出していったらどうかとのご意見がございました。これを受け、市政運営にあたり人権に配慮した考えを市の施策の中に積極的に取り入れていくことを記載しております。</p> <p>続きまして、6ページをお開きください。2相談・支援の充実のうち、(2)相談から支援につなげる体制の強化として、前回の委員会では、相談につながらないケースや相談窓口を知らないケースについてのご意見がございました。相談窓口を知らない、どのような支援や救済方法があるかを知らない、すべての人に対して情報提供を行っていくことを記載しました。また、当事者の方と向き合い、活動されている関係団体との情報連携が必要であること、そして、問題解決を共に行うパートナーとして協働して取り組むことを追記しました。</p> <p>以上が、前回の委員会における意見を踏まえ修正した主な内容でございます。議題(1)イの説明については以上となります。</p>
吉田委員長	ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。
※委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいでしょうか。 それでは、次の議題に進めさせていただきます。

ウ 分野別人権施策(素案)について

吉田委員長	次に、議題(1)ウ 分野別人権施策(素案)について、今回は次第にあります7つの項目を協議したいと思います。途中、休憩を入れるかどうかは様子を見させていただきます。そして、協議の順番ですが、事務局の都合で始めに自死に関する人権問題を行いたいとことです。また、事前にご質問がある場合は事務局へ提出されていることと思しますので、事務局からの説明の際は、その回答についてもお願い
-------	---

	<p>いします。</p> <p>それでは、自死に関する人権問題について説明をお願いします。</p>
<p>事務局【町山係長】</p>	<p>始めに、自死に関する人権問題の説明をさせていただきます。</p> <p>この第4章の構成についてですが、現行指針と同様に、はじめの部分で現状と課題を述べ、次に主要施策の方向を記載していくといった形で統一しています。素案を作成にあたり現状と課題は、現行指針を策定した平成23年以降の社会情勢の変化や法整備のことに触れるようにしています。</p> <p>また、現時点の状況ではありますが、関連するグラフを入れたり、イラストなどを用いるようにしています。主要施策の方向については、本市で進めている個別計画の内容やこれまでにいただいた意見等を踏まえ、反映しております。</p> <p>それでは、自死に関する人権問題に戻ります。</p> <p>現状と課題の中では本市の自死にかかる状況を説明するとともに、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画について触れており、どのような対策が必要であるかについて記載しております。施策の方向としては、本市自殺対策計画における基本施策の内容をベースとして作成しています。</p> <p>また、事前に皆様に送付した資料から変更した箇所についてお伝えします。全体的な事として、遺族の方への配慮から、「自殺」という表現をできるだけ減らし、「自死」に置き換えています。計画の名称など決まっている言葉については、そのまま「自殺」としています。</p> <p>また、三段落目「小田原市では・・・」で始まる部分ですが、今後長期間に渡り指針を使うことを考え、当初は「ここ最近では・・・」という表現でしたが、適切ではないと考え修正したものです。</p> <p>そして、資料を事前に見ていただき、委員の皆様からいただいた質問については、本日、卓上に配布した資料にまとめております。</p> <p>自死に関しては2ページ目の一番下になります。山岡委員からは、「関係団体との連携の文言が多々ある中で、自死の問題では連携する関係団体の存在が分からない。具体の団体、機関を書くことは難しいかもしれないが、当事者が相談できる団体や機関が分かるような表現にすることはどうか」との意見がございました。</p> <p>指針では進むべき方向を示すものであることから、ここでは具体的な団体や機関名を入れず、相談先一覧に入れることで当事者の方に紹介するような形を考えています。それぞれの表題から活動されている団体のイメージが分かりにくい場合については、表現を検討させていただきたいと思います。</p> <p>以上で、自死に関する人権問題についての説明を終わります。</p>

吉田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>誤記が1点ありまして、主要施策の方向の1 地域におけるネットワークの強化 として、「関係団体で連携して」という部分ですが、「関係団体と連携」に直してください。お願いします。</p> <p>それでは、事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
吉田委員長	<p>それでは、私から質問させていただきます。</p> <p>自死の対策としてどのようなことが担当課では行われているのですか。</p>
健康づくり課説明員	<p>計画に基づき対策を行っているのですが、自死を考える経緯について、仕事の悩みや生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤立であるとか様々な要因が絡みあい、精神的に追い込まれることがあります。相談内容に応じた相談窓口に通りつきやすいように、相談窓口の一覧を掲載したリーフレットの作成や電話・SNSで相談できる案内カードを作成し配布することで周知を図っています。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。ご意見はございますか、瀬戸委員。</p>
瀬戸委員	<p>難しい問題です。</p>
吉田委員長	<p>なかなか相談に行くことが難しいですね。</p>
瀬戸委員	<p>だから、亡くなってしまっているわけで、そこが難しいですね。</p>
吉田委員長	<p>施策を行う上で相談先を紹介するというだけでは、今後どのようにしていくかということで難しいですね。</p>
健康づくり課説明員	<p>行政に直接相談をしに来るということは少ないのではないかと思います。まず、相談としては身近な人に相談されます。自死に至るまでに身近な人にSOSを出していると言われていいますので、そのSOSに気づくことが出来れば、声をかけ、本人の気持ちを尊重して、耳を傾け、そこからその人が行政に繋いでもらえるように促していくため、ゲートキーパーを養成している状況です。</p> <p>ゲートキーパーを養成する時には、相談を受けた人が独りで抱え込まないよう、関係する機関に繋いでもらうため、その人たちに相談先一覧を渡したりしています。今のところ、ゲートキーパー養成の研修は市職員や地域で活動する方々の中で実施している状況にあります。</p>
吉田委員長	<p>そうすると、施策の方向の2や3に力を入れているということでしょうか。それと、ゲートキーパーについては文言の説明が入っているとより良いと感じます。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p>
大石委員	<p>この問題に関して思うのは、当事者が相談をするというか、困った時にいきなり行政に相談をするということは壁が高く引いてしまうところがあると思います。私は、横浜で在日外国人の子どもたちに勉強</p>

	<p>を教えたり、相談業務を行っているのですが、そういう地域の中に誰でも気軽に来れるようなスペースがあって、もちろんそれを担っている人の力量にもよりますが、そういう場所があると、いろいろな問題が入ってきます。リストカットをしたとか、薬物依存であるとか、家庭での問題を抱えているであるとか、そういう話が出来るといことがとても大事です。そういう中で、普段はSNSで繋がっていて、困った時にはその場所に連絡をしていくといった対応をとらないと具体的な解決に繋がらないように私は思います。</p> <p>小田原市の中にも困った時に気軽に相談できるような場所があると良いと思います。いきなりそこに行くと、直ぐに役所や警察に繋がってしまうということではなく、まず話が聞けて相談できるような場所があると良いのではないのでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。事務局として今のご提案を受けて、現状でそのような場所はありますでしょうか。もう少しソフトに話を受け止めてくれるような場所はどこにありますか。</p> <p>回答が難しい場合は次回までに確認しておいてください。</p> <p>他に委員の方からご意見、ご質問等がありますか。</p>
原田委員	<p>このグラフを見ると、死亡数が少なくなってきています。小田原では、UMECOのところで皆が気楽に集まったりお茶を飲んだりする場がありますが、今活動をしている団体は少なくなってきているように感じます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。そのようなことは文言として入れたほうが良いのでしょうか。</p>
山岡委員	<p>取組の事例として仕事の悩みという話が先ほどありましたので、もしかすると小田原市では子どもの自死の数がすごく少ないのではないかと逆に思いました。本人から話をしていく教育というのは難しいのではないかと思ひまして、そのような声をあげられるような具体的な仲間づくりであるとか、場所といったことは必要ではないかと感じました。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。見たところ、地域におけるネットワークの強化において、いきなり関係団体という表記となっていますが、おそらくその前に地域を包括するようなサークル的なものが必要ではないかということを入れるかどうかと思うところです。事務局で少し検討していただけますか。</p>
山岡委員	<p>直接関係するかどうか分かりませんが、中学校にカウンセラーの方は小田原市ではいますか。何でも相談できるカウンセラーのような方が私が中学生の時にいましたので。</p>
吉田委員長	<p>事務局いかがですか。</p>

事務局【町山係長】	確か一校に一人ではなく、複数校で一人といった形でカウンセラーが配置されていたかと思います。
吉田委員長	カウンセラーとの面談は予約制ですか。
事務局【町山係長】	今申し上げたとおり、常駐しているということではなく、事前に予約ということになるかとは思いますが。巡回していて、たまたまタイミングが合えば話をすることは出来ると思います。
山岡委員	私が中学生の時はカウンセラーの先生が常駐で学校にいて、自分自身がアルバイトの相談をしたことがあります。
吉田委員長	ゲートキーパーの中には保健の先生は入っているのでしょうか。
健康づくり課説明員	今はまだ先生方に対しては実施してなく、新人の市職員に対して行っています。
吉田委員長	今出てきた意見からすると、相談体制の強化についてですが、学校におけるカウンセラーの配置についてであるとか、いないのであれば保健の先生であるとか、そういう方にアウトリーチしていくことが考えられるのではないのでしょうか。もう少し広げた表現で書いてもらう必要がありますが、実現できるかどうかというところですが、施策の方向に入れられるかどうか検討していただきますようお願いいたします。
大石委員	聞きたいのですが、いのちの相談というものは無いのでしょうか。
神谷委員	いのちの相談については、県からカードを配り、教室でも配っていると思います。先ほどのカウンセラーの件につきましても中学校区毎に決められておまして、小学校の場合ですと子どもが相談に行くというよりも保護者の方が中学校に進学するときに心配ごとがあるとか、お子さんの発達について相談したいなどといったことで予約を取り、保護者と、必要であれば担任であるとか、養護教諭と相談をしているということが現状ではないかと思います。
瀬戸委員	<p>私が思うには、ここに書いてあることはそのとおりであると思いますが、今はオンライン授業で子どもたちにタブレットを渡していて、校長先生の話を知ると、学校以外のところで子どもたちがそれを使うと、おばあちゃんたちが後ろで見ている、「やりなさい」と言われ、子どもが自由ではなくなっているという話を聞きました。学校以外の場だと見張られている子どもたちが、皆で集まっていれば何か楽しいこともあるでしょうが、楽しくなく追い詰められるような子どもたちが増えていくのではないかと思いました。</p> <p>この問題にあるように、早期発見に向けた地域連携、ネットワークの強化はそのとおりであると思いますが、地域でも子どもとの接点が最近では中々ありません。今の時代がこの言葉とおりに進められるだろうかと思っています。校長先生の話では、各家庭もプライバシーの問題があるから入っていくことができない部分もあります。文章にあるとお</p>

	<p>りですが、何か手をあげることが出来ないような子どもたちに対しての工夫があると良いかと思います。時代の状況はあるが、理想と現実がかけ離れてきているので、そのあたりをどうにかフォローできる言葉があると良いのではないのでしょうか。</p>
事務局【町山係長】	<p>委員長、子どもの人権の項目もありますので、そちらでも話をしてもらう方向でよろしいでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>子どもの人権も項目としてありますので、そこも関係があるかと思います。確かに家庭環境が良くないと家にいることがプレッシャーとなってしまいますね。どのようにフォローするかは難しいですね。</p> <p>恐らく子どもの場合は学校の先生方への啓発活動が必要になるかと思います。また、教育委員会への研修などもあるかなとは思いますが。</p> <p>何をどこに入れるべきであるか委員の皆様も思いつかれましたらご意見をお願いします。具体的にどの文言をどこに書けば良いか、ご提案等がありましたらお願いします。</p>
五十嵐委員	<p>この自殺死亡数の構成比について見ますと、明確に一番多いのは 50 代、そして、40 代、60 代ということで、子どものことはもちろん大切ですが、一方、数としては 40 代から 60 代で全体の 50%を超えているわけですね。そして、この施策のところでは、割と子ども向けになりがちではありますが、実際起きているのは 40 代から 60 代が多い現状を考えますと、例えば生活困窮者であるとか、孤独など独り暮らしの年配の方に対するアプローチであったり、行政で確認できることもあると思います。これからは子どもの数が減る一方、高齢の方で独り暮らしをしている方などをもう少し意識したほうが良いのではないかと思います。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。このあたりはサークルなどは出てこないでしょうね。</p>
五十嵐委員	<p>そうですね。サークルなどは出てこないでしょうから、それこそアウトリーチということで、イギリスなどで行っている、どうやって独り暮らしで仕事をされている方、または仕事が出来なくなっている方というか、子どもはまだ学校へ行かなければいけないなど接点がありますが、この方々は本当に接点がありませんので、所得があるのか無いのか、独りなのか、行政側で情報がとれるはずだと思いますので、手を伸ばしてあげる必要があるのではないのでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>実は、ホームレスの方だと支援団体の方が別に相談というか、おしゃべりに行くという形で何か緊急事態があった時に声がかかるようにしているわけですが。そういう風なことが必要ではないかと思いますが、小田原市はいかがでしょう。</p>
事務局【町山係長】	<p>今のところそのような事業は特に聞いておりません。</p>

吉田委員長	<p>自死に関する人権問題を掲げるとなると、実情にあった施策を立てていく必要があると思いますので、そのあたりを検討していただいて、そういう文言が入るかどうかですが。実際にニーズがあるようなことをしていかなければいけませんので。意見を基に検討して文言を入れるところは入れる形で進めてください。</p> <p>他に何かご意見はありますか。</p>
神谷委員	<p>言葉が自分の中で落ちてこなかったのを確認させていただきたいのですが、守ろうということで子どもの話がでたり、高齢者やホームレスの話がでたりして、自死にならないように守っていこうというわけですが、自死に関する人権課題というのは当然いろいろな部分に関わってくると思います。女性の人権、子どもの人権と他の課題がある中で、例えば女性の人権というと、言葉が良くないかもしれませんが、女性が人間らしく生きていけるということである一方、自死に関する人権課題として、現状と課題のところに「自殺未遂者や深い悲しみの中に置かれている自死遺族に対する心無い言葉や偏見があることから適切な支援と理解促進に向けた啓発活動の推進が求められています」とあります。こういうことでしたら家族が亡くなってしまった子を守っていこうであるとか、なんとなくイメージが湧くわけですが、最初から自死に係る人権課題という言葉が少し難しいというか、いろいろと捉えられるので発言させていただきました。</p>
瀬戸委員	<p>そうですね。イメージとして難しいと思います。</p>
吉田委員長	<p>どのようにお答えすれば良いかと思うところですが、私も大石委員も教員ですので、たまに「先生、死にたいです」という子が来たりします。その場合は自分だけでは対応できません。カウンセリングセンターが大学には設置されていますので、そこに相談があることを連絡して、指示を聞きながら言うてはいけないことであるとか、このような言い方をしてはいけないであるとか、私自身の判断では解決することが難しい状況です。そのような現場を扱うことがたまにあり、どのように対処するかについては、自殺に追い込まれることのないようにするであるとか、私にとっては割とリアルな話であります。そのような相談をいきなり受けるということは、あまり無いと思いますので、確かにイメージがしづらいと思います。</p>
瀬戸委員	<p>相談があれば光は見えますが、相談をしないから自殺をしてしまうわけですね。</p>
吉田委員長	<p>ですから、相談をしたい人は実は死にたくないわけですね。</p>
瀬戸委員	<p>自死が起きると家族がそれをずっと引きずってしまいますので、その気持ちは周りが抱えてあげる必要があると思います。</p>
大石委員	<p>神谷委員からの発言があったように、自死には2つあると思います。</p>

	<p>1つは家族が自死してしまった場合にどのように守っていくのかという問題と自死そのものを減らしていくという2つの問題があると思います。私の経験ですが、子どもが自死してしまった人がいて、最初は自殺と言っていましたが、自殺と言われると自分の子どもが自分を殺したと考えてしまい辛い気持ちになるから自殺とは呼んでほしくないと言われました。それで自死という言葉になろうかと思いますが、こころのケアの問題と、そもそも自死行為をどこまで減らせるかという2つの問題がこの中に含まれていると思います。</p>
吉田委員長	<p>神谷委員の話にあるように一般的には言葉が分かりにくいということがあるように思います。</p> <p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、一旦、この課題については締めさせていただいて、お気づきの点などがありましたら提案シートで出してもらおうこととしたいと思います。</p>
吉田委員長	<p>それでは、次に移らせていただきます。女性の人権について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>続きまして、議題（1）ウ 「女性の人権」について説明させていただきます。</p> <p>資料は最初のページから3ページ分となります。</p> <p>現状と課題の中では、男女平等の理念について具体的に示すとともに、憲法だけでなく世界人権宣言でも明記していることを記載しました。法整備の動きとして、平成28年における女性の活躍推進に係る内容を記載しています。また、本市における第3次おだわら男女共同参画プランを策定したことを入れさせていただきました。国際社会における日本の状況を伝えるとともに、国内でも実態として男女が平等となっている現状ではないことを記載しております。それを示す参考資料として、本市の状況を示すこの時点でのグラフを載せています。</p> <p>次に主要施策の方向については、先ほど申し上げた第3次おだわら男女共同参画プランの基本方針の見出しを1番から5番までで示しています。</p> <p>女性の人権については、事前に3点のご意見をいただいております。先程の本日配布した「事前意見、質問等一覧」をご覧ください。</p> <p>まず、1点目のご意見です。現状と課題の3段落目で、様々な形の暴力やハラスメントについての記載があるので、3ページ目の主要施策の項目5に様々なハラスメントとして記載し、それらのハラスメントによるいじめや嫌がらせを根絶する啓発活動について併記したらいかかかというご意見です。</p> <p>これにつきましては、先程も申しましたが、主要施策の5つの項目</p>

	<p>は、第3次おだわら男女共同参画プランの基本方針と整合性をとっております。女性の人権を考える上で、この男女共同参画プランを推進していくことで、包括的に女性の人権を進めていくことができるものとしてここに記載しております。いただいたご意見の様々なハラスメントについての防止と啓発の取組については、男女共同参画プランの各基本方針における取組の中で述べられており、男女共同参画プランを推進することが、すなわち様々なハラスメントへの取組となるものです。この書き方ではわかりにくかったため、主要施策の方向のところに、「第3次おだわら男女共同参画プランを推進する」という記述を加えることで、DVだけでなく、セクハラ、パワハラ等女性に対する様々な暴力への対策をしていくというようにしたいと思います。このページに「おだわら男女共同参画プランを進めます」ということは書いておりませんが、後で追記をさせていただけたらと考えています。</p> <p>次に2点目のご意見です。現状と課題に市の取組が記載されており、これが具体的で良いので、ほかの各分野の現状と課題の書き方も、同様に市の取組についての記載があるとよい、というご意見です。これについては、ご意見のとおり載せられるものはできる限り記載していきます。</p> <p>3点目のご意見です。主要施策の方向の項目3について、「ワークライフバランスに努めます」という表現を用いることについてのご意見をいただきました。</p> <p>ここでは、ワークライフバランス、すなわち仕事と生活の両立の実現が目指す姿であるため、その実現のために多様なニーズに対応したサービスの充実に努める、ということをご理解いただきたいと思ます。</p> <p>以上で、女性の人権についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。
吉田委員長	<p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>第3次おだわら男女共同参画プランは人権施策推進指針の基となるものですか。上位のものですか、並列でしょうか。</p>
事務局【町山係長】	並列です。
吉田委員長	<p>そうだと、文言等が縛られるものではないということですね。</p> <p>私の意見としては、ハラスメントという言葉は入れたほうが良いのではないかと思います。これまで事業報告などで小田原市から聞いていた内容では殆ど事業所内での訴えが隠れていました。そういうことも踏まえ、植田委員からの意見もありますので、あらゆる暴力の次にハラスメントと入れてはどうでしょうか。そして、本文にもハラスメントに関する内容を入れたほうが良いのではないのでしょうか。</p>

事務局【町山係長】	<p>こちらは男女共同参画プランの体系図を当てはめています。計画では雇用における男女共同参画の推進であるとか、様々な分野における男女共同参画の促進のところでハラスメントのことを挙げておりますが、ここでは、見ただけでは分かりませんのでハラスメントという言葉は載せたいと、プランの推進もしていくようなことで記載できたらと思います。</p>
吉田委員長	<p>それでは、どこに入れるかということで、表題に入れるのか中身に入れるのか検討が必要ですが、足していただくということで対応をお願いします。</p> <p>そして、ワークライフバランスの言葉についてはいかがでしょうか。内容的には施策の3の下2行の部分が該当するかと思われそうですが。</p> <p>仕事と生活の両立を実現するためにとあるのが、ワークライフバランスですので、その言葉を入れるかどうかということですよ。</p>
事務局【町山係長】	置き換えても別に問題はないと思いますが。
吉田委員長	他の委員はご意見いかがでしょうか。キーワードとして、ワークライフバランスのほうが分かりやすいでしょうか。
山岸委員	<p>施策の3の最後に「企業等に対する意識改革の啓発や保育や介護等における多様なニーズに対応したサービスに努め、ワークライフバランスの充実に努めます」というようにするということですか。</p>
吉田委員長	事務局の意見では、二言目の「仕事と生活の両立を実現するために」というのが、まさにワークライフバランスであるため、その部分の言葉を置き換えるかということですよ。
原田委員	ワークライフバランスの方が分かりやすく良いと思います。
吉田委員長	<p>分かりました。それでは置き換えてみましょう。</p> <p>他にご意見、ご質問はありますか。</p>
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に同和問題（部落差別）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>続きまして、議題（1）ウ 「同和問題（部落差別）」について説明させていただきます。</p> <p>現状と課題の中では、部落差別がどのような理由で起こったものであるのかを理解していただくことを意識して文章を追記しております。そして、平成28年における部落差別の解消の推進に関する法律について、その目的と行うべきことを記載するとともに、若年層においては部落差別を知らない割合も、他の世代と比べて高いことから、そのことについても触れさせていただきました。</p> <p>グラフとして、部落差別の問題を知らない人たちに対し、どのよう</p>

	<p>な問題が起きているのかを知ってもらいたいことから、関係する資料を載せています。</p> <p>主要な施策の方向としては、これまでの施策に加え、えせ同和行為の存在がどのような影響を与えるのかについて具体的に記載するとともに、インターネットを介した差別事案への対応についても取り組んでいく旨を記載しています。</p> <p>事前のご質問としては、資料「事前意見、質問等一覧」の1ページのとおり3点いただいております。</p> <p>まず、1点目ですが、現状と課題の最終段落の記述にある「戸籍等の不正取得」と「えせ同和行為」について、同和問題を知らない方にもわかりやすくするために、説明を追加してはどうかのご意見です。これについては、ご意見のとおり文章を検討したいと考えます。</p> <p>次に2点目です。第三者による戸籍の不正取得の件についてのご質問です。本市では住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱を定めています。この要綱で、弁護士や司法書士等、法律上特定事務受任者として住民票、戸籍の附票、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍謄抄本等を請求できる者が、これらの証明を職務上不正に取得した事実が明らかになった場合は、その事実を本人に通知することとなっています。</p> <p>最後に3点目のご質問ですが、インターネット上での同和地区の公開や差別表現などに対して、本市ではモニタリングは行っておりません。県から情報提供を受け、確認をしたうえで法務局へ削除要請をしています。今後は、より迅速な対応を目指し、本市においてもモニタリングを行うことを検討していきたいと考えています。</p> <p>以上で、同和問題（部落差別）についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	ありがとうございます。
大石委員	<p>不正取得があった場合は本人に連絡をするということですね。</p> <p>今回、同和問題について（部落差別）と入れてくれたことは良いと思っています。全国水平社100年という話が新聞にも載っていましたが、日本社会の中で長く続いてきた部落問題を無くしていくことについては、教育が果たす役割が大きいと思います。その意味で、隠してしまう、あるいは見えないようにしてしまうということよりも、なぜいけないのかということ子どもたちに正しく伝えていくことが部落差別を無くすきっかけとなっていくのではないかと思います。そういうところを中心に実施していただきたいと思います。</p> <p>それから、実際はそれが戸籍の取得という形で行われている、本人が知らないところで自分の戸籍を勝手に取られ、それが結婚であると</p>

	<p>か就職などに使われてしまうことは絶対避けなければならない。今、要綱があつて、不正取得が明らかな場合は本人に連絡をするということであれば良いのかなと思います。</p> <p>モニタリングについては、以前に小田原市のところがネットで載っていましたね。その時に市に削除要請を求めました。今どのようになっているかは分かりませんが、そういうことがないようにすることは大事です。そういう問題をチェックする機能を持っていないと無くなっていかないのではと思います。本市においてもモニタリングを行うということであれば、そこはそうのようにしていただきたいと思います。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご意見、ご質問はありますか。</p>
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいですか。それでは、こちらにつきましても何かあれば提案シートに書いて出してください。</p> <p>それでは、ここで少し休憩とさせていただきます。再開は45分からとします。</p>
《休憩》	
吉田委員長	<p>それでは休憩を閉じて再開します。</p> <p>次は、犯罪被害者等の人権について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>議題（1）ウ 「犯罪被害者等の人権」について説明させていただきます。</p> <p>次の議題の中で触れさせていただきますが、現行指針では犯罪被害者等の人権の中に、被害者側と加害者側の内容が記載されておりますが、今回、被害者側と加害者側を別に分けて項目立てする形としています。</p> <p>現状と課題の中では、精神的な被害に苦しめられる要素として、メディアによる過剰な報道について追記しております。</p> <p>また、神奈川県が実施している性犯罪や性暴力に苦しむ被害者等への支援についても記載しております。</p> <p>主要施策の方向としては、相談・支援に努めていくとともに、二次的被害で苦しむことを防ぐため啓発活動への取組を推進していくことを記載しております。</p> <p>事前のご質問はありませんでした。</p> <p>以上で、犯罪被害者等の人権についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。こちらについて、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>被害者と加害者を別で記載することは良いと思います。気づいた点</p>

	<p>がありましたのでお伝えしたいと思います。</p> <p>現状と課題の1行目ですが、「身体的な傷害など直接的な被害にとどまらず」とありますが、ここは、「家族の多くは」の後に「生命」を入れるほうが良いと思いました。</p> <p>欄外のところですが、かながわ犯罪被害者サポートステーションの説明で、「総合的にきめ細かく提供するために設置された場」とありますが、これを読んだ時に違和感を覚えました。神奈川県やサポートステーションのホームページを見ますと、いずれも支援条例に基づいて開設された施設となっていますので、それに従ったほうが良いのではないかと思います。</p>
吉田委員長	具体的にはどのように変えたほうが良いかというのがありますか。
村上委員	「場」という表現を「施設」に変えたほうが良いと思います。
吉田委員長	施設というと建物のようなイメージをされたのかと思いますが、事務局としてはそういうことでしょうか。
事務局【町山係長】	特にそういうことではありませんので、ホームページなどでそのように正しく表記されているのであれば、そのように変えさせていただきます。
吉田委員長	最初に「生命」を入れるかどうかについて、亡くなられた場合は権利主体が無いので、ご遺族の場合はそれによる心理的ダメージであるとか、そうすると生命を入れるのは厳密にはどうなのかなと思い、こういう表現なのだろうと思っていました。
村上委員	<p>ご遺族の権利利益を考えているのかなとは思いますが。</p> <p>私はその部分で引っ掛かりましたが、「直接的な被害にとどまらず」と書いていますので、そうすると一番大きなことが入っていないのはおかしいのでは思いました。</p>
吉田委員長	<p>ただ、ご本人が生存しているから障がいなどがあるのかと思いますし、ご存命でないとご遺族の心理的な被害、経済的な被害となるので、生命というのは厳密には入ってこないと思ひまして、文言から落ちているのだろうと解釈していました。</p> <p>そのままでもよろしいですか。どうでしょうか。非常に学術的な話であります。</p>
瀬戸委員	入れたほうが良いと思います。
吉田委員長	誰に権利があるかということですが、亡くなってしまった場合には権利主体ではないわけですし。そういうことを考えますと、ご存命であれば障がいカバーされるわけですが、亡くなった方のご遺族等を考えると心理的、経済的な被害となりますので。
村上委員	そうすると、犯罪被害者の遺族の方も考えていると思いますので、一番被害として大きい「生命」が入っていないということは違和感が

	あります。これは何かどこかの表記を参考にされたのでしょうか。
吉田委員長	生命、身体に対する被害というのはご本人のことです。それで、厳密には生命という表現を入れるとおかしいのではないかと思うわけですね。ご遺族の場合は亡くなられたことによって心理的な被害を受けられたり、経済的な被害もありますので、直接的には表現されていませんが、「身体的な傷害など直接的な被害にとどまらず、医療費負担や働き手を失うことによる経済的な被害」と書いてありますのでそれでカバーできているかとは思いますが。
事務局【町山係長】	この文章につきましては現行指針から引っ張ってきている文章ですので、他の自治体ではどのような表現をしているのかですとか、そのあたりを調べさせていただくことで引き取らせていただいでよろしいでしょうか。
吉田委員長	確かに最初に作った時は、他の自治体の表現を並べて検討した覚えがありますので、少し調べてみてください。
村上委員	私の方でも何か意見がありましたら書かせていただきます。
吉田委員長	よろしくお願ひします。 その他何かご意見等がありますか。
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいですか。それでは次に刑を終えて出所した人等の人権に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。
事務局【町山係長】	続きます、議題（１）ウ 「刑を終えて出所した人等の人権」について説明させていただきます。 現状と課題の中では、刑を終えて出所した人やそのご家族に対する偏見や差別が生じる背景を追記しております。また、社会生活における当事者の方々の居場所がないといったことにより、再犯となってしまうことについて触れています。実際、再犯率も増加傾向であり、そのことも踏まえ再犯防止に向けた法整備についても記載しております。本市では更生保護活動を行う関係団体を支援しながら、社会を明るくする運動の実施など、市民の理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くための啓発活動に取り組むことを記載しています。 主要施策の方向としては、相談・支援や啓発活動に加え、再犯防止の推進を新たに追加したものです。 事前のご質問はありませんでした。 以上で、刑を終えて出所した人等の人権についての説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	ありがとうございます。 それでは、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。
志澤委員	更生保護女性会で支援させていただいていますが、やはり刑を終え

	て出所した方というのは家族の支えがあれば良いのですが、仕事がとても大切かと思えます。協力雇用主の推進ということをごここに載せることはいかがでしょうか。
吉田委員長	主要施策の中でとなるとどこに入れることが良いでしょうか。
瀬戸委員	1の相談・支援の充実にある他機関という中に雇用主ということが入ってくると思えます。
志澤委員	それは、この中に含まれているということで考えればよろしいでしょうか。
吉田委員長	1に「必要な情報の提供や適切な他機関や民間団体へ支援をつないでいきます」とありますが、これは何か記載する方法はありますでしょうか。他機関のところに具体的に書くと数が多すぎるでしょうか。
事務局【町山係長】	具体的に行うというのは、もちろん出来れば良いのですが、中々そこまでの表現には。
瀬戸委員	例えば、他機関の中にはハローワークであるとか雇用主であるとか、様々なところがあるわけで他機関という表現でまとめて良いのではないのでしょうか。
村上委員	志澤委員がおっしゃったように再犯防止というのは仕事という面がとても大きいと思えます。その意味で、私は協力雇用主であるとか勤務先は、他機関という中に入れるより方策としてははっきりと書いたほうが良いと思えます。3の中に雇用先や勤務先の推進のようなことを書くことが良いと思えます。
吉田委員長	それでは、3の中で、例えば「地域全体で見守る支援体制を構築し、雇用を促進するなど」といった言葉を一言入れる形でどうでしょうか。
事務局【町山係長】	市が雇用を促進するというごことでしょうか。
吉田委員長	協力雇用主を増やすなど、声をかけることになるのでしょうかね。
山岡委員	商工会議所にも協力雇用主の開拓という依頼は来ます。ですから、依頼を出されているのが保護活動をしている団体から来ていると思われる。法務省から来ています。
吉田委員長	市としては具体的にいかがでしょうか。
事務局【町山係長】	具体的にそういったことをしているところはございません。
吉田委員長	施策を考えるからには何かしていかなければならないわけですので、行うつもりがあるかどうかの問題であろうかと思えます。
事務局【町山係長】	ここで今すぐ出来るとは言えません。
吉田委員長	文言を入れるかどうか検討していただくことと並行して具体的な施策を入れるかを考えていただき、最終的にどうするかを決めるということによろしいでしょうか。
瀬戸委員	守秘義務があるので刑を受けた人が勤めに行くところに言わないでも今はハローワークなどで探してくれています。昔より再犯が起る

	<p>というのは、雇用主よりも家族が認めないところが、人権が守られていないように思います。家族が認めてくれていると、守秘義務があり働けるような気がするのですが。貧困な家族の場合、帰ってきた子たちを世の中に出してあげようということが出来ないわけですし、そこに人権がないと思うところです。</p>
吉田委員長	<p>瀬戸委員の意見は2の施策のところになるわけですが記載しますか。</p>
瀬戸委員	<p>家族が「この子は悪い子だった」という人権を守ってあげていないことが再犯につながるかと。</p>
吉田委員長	<p>取り込むとすれば、2で「犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生に対する市民」とありますが、市民となると客観的ですが、周囲の人であるとか、そのような言葉を入れてみるかということですかね。</p> <p>どのように思われますか。市民というと何だか顔が見えないように思えますね。他の委員の皆様の意見はどうでしょうか。</p>
瀬戸委員	<p>家族が必要としてくれないからこそ、再犯となると思います。認めてもらっていないわけです。</p>
山岡委員	<p>認めてもらっていないというのは家族だけに限らないのではないのでしょうか。誰かがどうか。</p>
瀬戸委員	<p>私も保護司をしています。就職先は守秘義務がありますから悪い事をしたというのを書かなくても意外に決まってしまう。</p>
山岡委員	<p>恐らく協力雇用主が、指名求人を出すのだと思うのですが。話が出来ていてということですね。</p>
瀬戸委員	<p>社会を明るくする運動は、皆が明るくなるための啓発活動ですが、そこに入れる人はそれで良いのですが、そうでない人に対して個別に人権を守ってあげるというのは、やはり周囲の目と家族だと思います。</p>
吉田委員長	<p>山岡委員のご意見もありますが、周囲の人くらいで表現としては良いのではないかと思います。それでは、一言それを入れていただく方向でお願いします。</p> <p>他にはよろしいでしょうか。</p>
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>それでは、次にインターネットによる人権侵害について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>続きまして、議題（1）ウ 「インターネットによる人権侵害」について説明させていただきます。</p> <p>現状と課題の中では、インターネット利用が広く進んだこと、そして、それに伴ういじめや犯罪に巻き込まれることについて記載しています。</p> <p>これまで、出会い系サイトや学校裏サイトという言葉を使用してお</p>

	<p>りましたが、SNSという言葉を用いるなど表現を変更しています。</p> <p>グラフとしては、子どもの通信機器などの所有状況や被害件数について載せています。</p> <p>主要施策の方向としては、人権侵害防止や正しい利用を促す教育、啓発活動のほか、相談・支援について新たに追加したものです。</p> <p>事前のご意見、ご質問としては、資料「事前意見、質問等一覧表」の2ページ目にありますように、3点いただいております。</p> <p>1点目として現状と課題のところ、小田原市の小中学校の児童生徒に一人1台の学習用端末が整備されている取組の紹介に関して、加えて、小田原市の小中学校におけるインターネット上の人権侵害に対する取組の記載があると、より具体的でよいというご意見です。これにつきまして、教育委員会に確認しましたところ、携帯電話やスマートフォンについては、以前から、全校統一的なものではありませんが、各学校において、なんらかの形で、安全な利用法、危険性、注意すべき点などを外部の専門家から学ぶ機会を設けているということです。この度、学習端末を整備した際も、各学校の裁量に任せてはいますが、利用に際しては、自分自身をはじめ、家族や友達、周囲の人にも影響を及ぼすことがあることなどの注意点をしっかり伝えたいと、活用しているということです。また、教育委員会でも、関係省庁や関連機関からの情報を各学校に提供し、積極的に活用してもらおうといった取組をしているとのことでした。</p> <p>次の2点目のご意見ですが、自己肯定感の涵養や他者理解の必要性については、述べられているとおり、すべての人権に関わるトラブルについて言えることだと思いますので、ここでは敢えて記載はしていません。</p> <p>3点目のご意見ですが、大人がSNSの基本的な仕組みを理解していることは大事であると考えます。</p> <p>以上で、インターネットによる人権侵害についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	ありがとうございます。そうすると植田委員の意見について主要施策の2のところに反映されているということで考えてよろしいでしょうか。
事務局【町山係長】	はい。
吉田委員長	ありがとうございます。それでは、インターネットによる人権侵害についてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
大石委員	インターネットによる人権侵害について、昨今ネット上でヘイトスピーチを行って特定の人を傷つけてしまうことが様々なところで問題となっています。そういう問題がの中で触れられていないのは残念

	だと思えます。
吉田委員長	現状と課題のところにはセクハラやパワハラが記載されていることを考えますとヘイトスピーチについて書くことも良いのかもしれませんが。外国につながるのある人の人権のところに出てくるのではないかと思いますので、その部分の協議をしてから、そのうえでここに戻ってきてインターネットによる人権侵害にも書くかどうかということを検討してはどうでしょうか。
事務局【山下副部長】	現状と課題の2行目に「差別を助長する表現の掲載など」とあります。
大石委員	ヘイトスピーチという言葉を入れたほうが分かりやすいと思います。インターネットによる人権侵害でヘイトスピーチが無いものか。質が違う部分もあります。 この部分にヘイトスピーチなどという表現を入れてはどうでしょうか。
吉田委員長	そうすると、女性に対する差別の助長であるなど、差別を助長する表現というのはとても広いですね。例えば、セクハラ、パワハラ等の問題など、具体的なところの後に入れるなどでしょうか。 結局、ヘイトスピーチというと、外国にゆかりのある人について人権で言われていたりしますが。
大石委員	障がい者に対してもあります。
吉田委員長	ヘイトスピーチの定義にもよりますが。例えば女性に対してのこともヘイトスピーチと言うかどうかです。ヘイトスピーチの禁止法のようなもので用いられている定義であれば、恐らくセクハラ、パワハラ問題の後くらいで具体的なこととして入れるのが適切ではないかと思います。 それでは、外国につながるのある人の人権を協議してそのうえで検討することはいかがですか。暫定的にそのような取扱いでよろしいでしょうか。
大石委員	しかし、インターネットによる人権侵害のどこかには、この文言を入れてほしいとは思っています。
吉田委員長	誹謗中傷の書き込みの後にヘイトスピーチと入れても良いでしょうし、前後関係でどちらを先に書くかが問題で。
山岡委員	ヘイトスピーチは排除ですね。ですから誹謗中傷のところのほうが揃うような気がします。
吉田委員長	ペンディングとして、該当の項目を協議した後に戻ってくることで、整理していただければと思います。
吉田委員長	よろしいでしょうか。次に性的指向や性自認に関する人権問題に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局【町山係長】	<p>続きまして、議題（１）ウ 「性的指向や性自認に関する人権問題」について説明させていただきます。</p> <p>現行指針においては、さまざまな人権問題の一つとして位置づけ、項目立てはしていませんでしたが、１つの項目として掲げていきたいと考えています。始めにタイトルとして、性的マイノリティと表現をしていましたが、性的指向や性自認に関するという表現に変更しました。これは、この問題がマイノリティの人だけではなく、すべての人に関係する問題であることから、タイトルにあるすべての人に関係する表現に変えたものです。</p> <p>現状と課題の中では、多様な性のあり方について、どのような問題が起きているのか、最近では、その人のセクシュアリティについて第三者が本人の許可なく公表してしまう「アウティング」が問題となっていることから、それについても記載しています。また、令和２年における法改正による内容や平成３１年に本市で始めたパートナーシップ登録制度についての説明もしています。</p> <p>主要な施策の方向としては、性の多様性を尊重する教育や環境づくりとともに、啓発活動、相談・支援について記述しています</p> <p>また、コラムのような形で、性的マイノリティについての説明とともに、近年注目されているＳＯＧＩ（ソジ）という言葉にも触れています。</p> <p>事前のご質問としては、先にご協議いただいた自死に関する人権問題と同様、連携する関係団体についてのご意見がありましたが、こちらに関しましても、指針では進むべき方向を示すものであることから具体的な団体や機関はここでは入れず、相談先一覧に入れることで当事者の方に紹介するような方向かと考えます。</p> <p>以上で、性的指向や性自認に関する人権問題についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。関係する団体へも内容について聞いていただいているとのことでしたが。</p>
事務局【町山係長】	<p>きちんとした形での回答はいただけておりません。見ていただき、特に問題があればということで、まだいただけていない状況です。</p>
吉田委員長	<p>それでは、引き続き努力をしていただくということで。今回初めて項目立てをする内容で、どのような表現が適切かということの後で伺うよりは事前に伺っていたほうが良いと思ったわけですが。</p> <p>委員の皆様からお気づきの点などがありましたらお願いします。</p>
大石委員	<p>LGBTと書いてありますがLGBTQとすることが新聞などにおいても一般的となっているのではないのでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>コメントのところですね。令和元年度の調査の時ではLGBT等と</p>

	<p>していますが、リードのコメントについては完成した文章では残りませんので。当面は変更するところは無いのかなと。</p> <p>表記を変えることはできますか。</p>
事務局【町山係長】	<p>この出典のところは変えられないです。コラムのところは変えられますが。</p>
吉田委員長	<p>他に何かご意見等はございますか。</p>
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>無いようですので、もう一度関係団体へご確認をお願いしていただき、報告していただくということにしたいと思います。</p>

エ 分野別人権施策に記載する人権問題の調整について

吉田委員長	<p>次に、議題（１）エ 分野別人権施策に記載する人権課題について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>それでは、議題（１）エ 分野別人権施策に記載する人権課題の調整について 説明させていただきます。</p> <p>始めに、資料４をご覧ください。</p> <p>第２回の委員会におきまして、分野別人権施策に記載する人権問題の案を提示させていただいたところですが、項目立てについて合意がとれていない状況でありました。資料４につきましては、前回の案から事務局側で一部変更した内容を修正案として示したもので、主な修正内容と理由を載せております。</p> <p>続きまして、資料５をご覧ください。</p> <p>こちらは、第２回の委員会において、貧困に関する人権問題の取扱いについてのご意見があったこと、また、さまざまな人権問題に位置付ける内容について、どうすべきか検討する必要があるということで、県内他市の記載状況をカテゴリー別にまとめた資料となっております。新たな表題とするべきか、現状の案の取扱いで良いとするか、検討するうえでの参考としていただきたいと思います。</p> <p>それでは、再び資料４にお戻りください。</p> <p>今回、事務局で修正した主な内容について、説明させていただきます。</p> <p>１つ目として、「外国籍市民の人権」としていた表記を「外国につながる人の人権」との表現に変更したいと考えます。これは、前の議題でも触れておりますが、外国にルーツのある日本国籍の方も含め表現する形に変更するほうが、実態に即しているのではないかと考え修正したものです。</p> <p>２つ目として、「貧困にかかる人権問題」を「貧困に関する人権問題」と「ホームレスの人権」の２つに分けて表現をする形に直しています。</p>

	<p>他自治体においては、別に記載しているところ、貧困問題にホームレスを含めて記載しているところと分かれています。</p> <p>貧困については、生活困窮者のことや不安定な就労状態による低所得者の増加や子どもの貧困のことなどを問題として指摘している自治体が多くございます。ホームレスについては、嫌がらせや暴行事件などを背景とした偏見、差別に触れていることが多い状況です。両者にリンクする部分はございますが、貧困とホームレスは必ずしもイコールの関係ではないことを踏まえ、別項目として修正したものです。</p> <p>3つ目として、犯罪被害者等の人権と刑を終えて出所した人等の人権を1つの項目として記載していたものを、それぞれ別項目として修正しています。取組む施策の方向性が違うことや、被害者感情の点から同じ項目に入っていることへの違和感があるのではないかと考え、別項目としました。</p> <p>4つ目として、先ほどの分野別人権施策の素案において触れたとおり、「性的マイノリティの人権」としていた表題を「性的指向や性自認に関する問題」へと表現を変更しています。</p> <p>また「さまざまな人権問題」については、前回（案）から修正しておりません。例えば、社会からの孤立については、「貧困に関する人権」や「ホームレスの人権」の中で表現を入れていくことや、「ケアラーの人権」についても「子どもの人権」または「疾病等に関する人権問題」の中で表現するなど、他の人権問題の中で示す形をとっていきたいと考えています。</p> <p>以上で、議題（1）エについての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>項目として立てるもの、立てないもの、また、その他の項目として立てるものなど、様々な取扱いがあるわけですが、そういうことについてご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>いかがでしょうか。当面この内容で進めていくことでよろしいですか。</p>
※委員からの異議なし	
吉田委員長	<p>ありがとうございます。それでは、これで進めさせていただきます。</p>

(2) その他

吉田委員長	<p>次に、議題（2）「その他」として、何かご発言したい委員の方がおられましたら申し出てください。</p>
※委員からの発言なし	

吉田委員長	<p>それでは、事務局から日程調整についてご連絡がありますのでお願いいたします。</p>
事務局【町山係長】	<p>お配りした資料の中に日程調整の紙とご意見を出していただく紙を同封しています。本日の分野別人権問題については文量も多かったことから、この部分はこうしたほうがよいなど、ご意見がありましたら用紙を使って4月15日までに事務局宛てに提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>それから次回の日程調整ですが、日程調整表にご都合を書きいただき、月末までに事務局へFAXかメールでご連絡をお願いします。</p>
吉田委員長	<p>それでは、特にご質問等も無いようであれば、以上をもって本日の議題を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございます。本日はありがとうございました。</p>